

神奈川県告示第 366 号

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。)第 20 条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和 2 年 9 月 15 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 起業者の名称

厚木市

2 事業の種類

厚木市立厚木北公民館整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

厚木市元町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について

申請に係る厚木市立厚木北公民館整備事業（以下「本件事業」という。）は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 21 条に規定するものであることから、法第 3 条第 22 号の社会教育法による公民館に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について

起業者は、本件事業を第 9 次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」第 4 期実施計画（平成 30 年度～令和 2 年度）の中に位置付け、また、事業遂行に必要な財源措置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本件事業は、現行の厚木北公民館（以下「現施設」という。）に以下の課題が認められることから、厚木市元町地内の用地を取得して、新たな公

民館（以下「本件施設」という。）を整備するものである。

第一に、現施設は建設から45年経過しており、市内公民館と比較して最も老朽化が著しい状況であるため、建物本体及び設備等の維持管理に多額の経費が必要となっている。

第二に、現施設は延床面積が市内公民館の平均値と比較しても大きく下回っている状況である。集会室、会議室、和室等の各部屋においても他の公民館の平均面積を大幅に満たしておらず、多様化する昨今の社会教育に対する市民ニーズに十分に 대응できていない。また、市内公民館のほぼ全てに整備されている体育室が整備されていないことから、球技のスポーツが実施できないなどの状況である。

第三に、現施設は「厚木市地域防災計画」の中で指定緊急避難場所として指定されているものの、受変電設備が屋外1階部分にあり洪水浸水時に停電の恐れがあることなどから、市民の安心・安全を確保する上で支障が生じている。また、施設の狭あいにより、避難者を受け入れる場所が十分に確保されておらず、令和元年10月に発生した台風19号の際も指定緊急避難場所として十分な対応ができなかった。

第四に、公民館の設置及び運営に関する基準（平成15年文部科学省告示第112号）には、高齢者、障がい者、乳幼児の保護者等が参加しやすく、また、利用しやすい配慮を行うように努める旨が規定されている。しかし、現施設はバリアフリーに非対応であり、車椅子やベビーカーの通行に支障があるなど障がい者等にとって優しい施設とは言い難く、利用者の利便性が損なわれている状況である。

第五に、現施設は平成11年から地区市民センターを併設し、住民票の発行といった公民館機能とは別の、市役所の支所的機能を備えた地域コミュニティの拠点施設として市民に利用されている。しかし、築45年の現施設は公民館としての機能しか想定されずに建設されており、市役所の支所的役割を担うには適していない点もある。また、今後人口の増とともに業務増大も予想される場所である。

第六に、「厚木市環境基本計画」及び「厚木市環境配慮指針」には、環境に配慮した設備の設置促進が掲げられている。しかし、現施設には雨水再利用施設や太陽光発電システムが備え付けられておらず、照明のLED化も進んでいない状況である。

上記の課題に対応する本件事業を実施することで、以下の効果が見込まれる。

第一に、本件施設の整備により、建築^く躯体や諸設備が全面的に新設さ

れることに伴い、維持管理に係る経費を大幅に削減することが可能となる。

第二に、本件施設の整備により、集会室、会議室、和室等の各部屋における面積が拡大することから、公民館で展開される事業の幅が広がり、社会教育に対する市民ニーズに十分に応えることができるようになる。また、新たに体育室を整備することにより、スポーツ系の事業を実施できることになり、スポーツの推進や体力向上等に寄与できる施設となる。

第三に、受変電設備を屋内3階部分に設置することにより洪水浸水時における停電が回避されるなど、市民の安心・安全を向上させることができるようになる。また、施設の面積が拡大することにより、避難者の受入れ人数が2倍程度に増加するとともに、避難者が横になれる場所が確保されるなど、滞在中の環境改善も期待できる。このことから、本件施設の整備により指定緊急避難場所としての機能を十分に発揮することができるようになる。

第四に、本件施設の整備により、バリアフリーに対応した構造になることから、障がい者等にも利用しやすい施設となる。

第五に、本件施設の整備により、市役所の支所的な役割も十分に担うことができるようになり、地域住民の拠点施設として住民満足度の向上が図れるとともに、増大する庁内各担当業務への対応も可能となる。さらに、窓口環境が向上することにより、利用者の増加が図られ、市役所本庁舎等、他施設の窓口混雑の緩和が期待できる。

第六に、雨水再利用施設や太陽光発電システムを設置する等、環境に配慮した先駆的な役割を果たす公共施設として、電気料金などの見える化を図ることにより、市民への省エネ促進の啓発を行うことができる。また、照明のLED化を進め、環境配慮と省エネ化を推進することができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）に基づく環境影響評価の対象事業ではない。また、起業地周辺は住宅街で、隣接する建物施設はあるものの、騒音規制法（昭和43年法律第98号）などの関連する法令や基準等を遵守した対策を起業者が講ずることとしていることから、本件事業を実施したとしても、周辺の環境に及ぼす影響は軽微であることが想定される。

さらに、本件事業の起業地内の土地は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない。

加えて、起業者が行った調査によると、起業地内には絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に規定する国内希少野生動植物種は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、上記の課題により現施設の建替えを行うものであるが、施設狭あいのため敷地拡張が必要なことから、現在の敷地内で整備を実施するのは困難である。したがって、新たな用地を取得して本件施設を整備するものである。

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、まず地区内南側の本厚木駅至近にある繁華街を避けること、小中学校の近隣であること、指定緊急避難場所として適した位置にあること、地価が比較的低いこと、地区内人口が集中していることから、地区北東部の元町、寿町周辺が選定されている。

次に、元町、寿町周辺で、事業に必要な約 1,800 m²の一団の土地であること、地域住民からの提案があることなどの条件により、申請案を含む 3 案を抽出の上、選定の検討が行われている。具体的には、周辺環境に与える影響が少ないこと、事業に係る経費が削減できることなどの観点から 3 案を比較衡量し検討した結果、申請案が最適であるとして、起業地が決定されている。このように、起業地は明確な基準に基づき客観的に選定されている。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。併せて、事業計画の合理性を考慮すると、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4 (3) アで述べたように、現施設は老朽化が著しく、狭あいで実施できる事業が限定されて市民ニーズに十分応えることができず、また、指定緊急避難場所として十分な機能が発揮できないおそれがあることなどが

ら、利用者の利便性及び安全性を考慮すると、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

- 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所
厚木市教育委員会社会教育部社会教育課